

改正

平成19年10月 2 日 条例第34号
平成20年12月22日 条例第58号
平成25年12月24日 条例第32号
平成29年 6 月19日 条例第29号
令和元年 6 月24日 条例第15号
令和 2 年 3 月24日 条例第 6 号
令和 5 年 3 月24日 条例第20号

佐野市観光施設条例

佐野市観光施設条例（平成17年佐野市条例第189号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市の優れた自然、歴史及び文化を活用し、市民に憩いとやすらぎの場を提供するとともに、観光客の誘致を促進し、都市との交流、観光振興及び地域の発展に資することを目的として佐野市観光施設（以下「観光施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐野市蓬山ログビレッジ	佐野市作原町1271番地
佐野市須花坂公園	佐野市下彦間町1575番地 1
佐野市根古屋森林公園	佐野市飛駒町2299番地
佐野市ウッドランド森沢	佐野市秋山町787番地
佐野市古代生活体験村	佐野市秋山町771番地
佐野市あきやま学寮	佐野市秋山町721番地
佐野市体験館	佐野市秋山町723番地 1

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、佐野市蓬山ログビレッジ、佐野市根古屋森林公園、佐野市ウッドランド森沢、佐野市古代生活体験村、佐野市あきやま学寮及び佐野市体験館（以下これらを「指定管理者管理施設」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第 4 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1） 指定管理者管理施設の運営に関する業務
- （2） 指定管理者管理施設における行為の許可に関する業務
- （3） 別表第 1 に定める有料の施設（以下「有料施設」という。）の利用の許可に関する業務
- （4） 指定管理者管理施設の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、指定管理者管理施設に関し市長が必要と認める業務

（行為の許可）

第5条 佐野市須花坂公園において、次に掲げる行為をしようとする者にあつては市長、指定管理者管理施設において、次に掲げる行為をしようとする者にあつては指定管理者の許可をあらかじめ受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これらに類する行為をすること。
- (2) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 展示会、音楽会、集会、興行その他これらに類する行為をすること。
- (5) 火気を使用すること。

2 市長又は指定管理者は、観光施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第6条 観光施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設及び附属設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は土石の類を採取すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- (6) 指定された場所以外の場所へごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、観光施設の利用及び管理に支障を及ぼす行為をすること。

(利用の許可)

第7条 有料施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、指定管理者管理施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の利用の許可を受けた者がその利用を中止しようとするときは、速やかにその旨を指定管理者に通知しなければならない。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、有料施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 指定管理者管理施設の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 第5条第1項の行為の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合にあつては市長又は指定管理者、第7条第1項の利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合にあつては指定管理者が当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消し、又は観光施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により第5条第1項又は第7条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第5条第2項又は第7条第2項の条件に違反したとき。

2 前項の規定による措置によって第5条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

3 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者に対して、第1項の規定による措置を講ずることができる。

(1) 観光施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 観光施設の保全又は利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第10条 佐野市須花坂公園において第5条第1項の行為の許可を受けた者は、市長に別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、同項第1号に掲げる行為の許可を受けた者は、市長が別に定める期間内に支払わなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等)

第12条 指定管理者管理施設において第5条第1項の行為の許可を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、同項第1号に掲げる行為の許可を受けた者は、指定管理者が別に定める期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。この場合において、別表第2の規定中「使用料」を「利用料金」と、「市長」を「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第7条第1項の利用の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。

4 前項の場合における利用料金の額は、別表第1に定める金額（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

5 佐野市根古屋森林公園のクライנגルテンの休憩小屋付農園の利用の許可を受けた者は、指定管理者が別に定める期間内に当該休憩小屋に係る光熱水費の費用の実費相当額を指定管理者に支払わなければならない。

6 利用料金及び前項の光熱水費の費用は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料又は利用料金の不還付)

第14条 既納の使用料又は利用料金は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 観光施設の維持管理上許可を取り消したとき。

(2) 第7条第1項の利用の許可を受けた者がその責めに帰さない理由で施設を利用することができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第15条 観光施設の施設又は附属設備を利用する者（以下「利用者」という。）は、その利用が終わったとき、又は第9条第1項若しくは第3項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又は附属設備を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

（損害賠償の義務）

第16条 利用者は、故意又は過失により観光施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の佐野市観光施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐野市観光施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年10月2日条例第34号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成19年規則第67号で平成19年11月1日から施行）

附 則（平成20年12月22日条例第58号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐野市観光施設条例別表第1第7項の表の規定は、この条例の施行の日以後に利用する施設の利用に係る料金について適用し、同日前に利用する施設の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月24日条例第32号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（佐野市観光施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 26 第24条の規定による改正後の佐野市観光施設条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月19日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月24日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（佐野市観光施設条例の一部改正に伴う経過措置）

26 第22条の規定による改正後の佐野市観光施設条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第20号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第12条関係）

1 根古屋森林公園

施設名	区分			金額
コテージ	8人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟 17,600円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟 5,500円
	6人用（風呂付）	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟 16,500円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟 4,950円
	5人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟 11,000円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟 3,300円
キャンプ場	テント（6人用）貸出の場合	午前10時から翌日の午前9時まで		1張 1,650円
	テント持込の場合			1張 1,100円
クライנגアルテン	休憩小屋付農園		1年間	1区画 220,000円
	農園		1年間	1区画 6,600円

2 蓬山ログビレッジ

施設名	区分			金額
コテージ	5人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟 11,000円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟 3,300円
テニスコート	1面	1時間		1,100円
バーベキュー広場	1炉	2時間		1,100円
よもぎの湯	大人	1回		330円
	小人	1回		220円
	乳幼児			無料

備考

- この表において「大人」とは、12歳以上の者（小学校及び義務教育学校の第6学年の児童並びにこれらに準ずる者を除く。）をいう。

2 この表において「小人」とは、4歳から12歳までの者（中学校の第1学年及び義務教育学校の第7学年の生徒並びにこれらに準ずる者を除く。）をいう。

3 この表において「乳幼児」とは、3歳以下の者をいう。

3 ウッドランド森沢

施設名	区分			金額
サンゴ	6人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟 23,100円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟 7,700円
フズリナ	7人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟 23,100円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟 7,700円
ウミユリ	7人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟 20,900円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟 6,930円
マイマイ	6人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟 17,600円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟 5,830円
ノスリ	8人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟 15,400円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟 5,060円
ナウマン	12人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟 28,600円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟 9,460円

4 古代生活体験村

施設名	区分			金額
竪穴式住居 りすしか くまざる	7人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟 12,100円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟 3,960円
横穴式住居 きはち あかべ	8人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟 12,100円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟 3,960円

5 あきやま学寮

施設名	区分			金額
わらび ぜんまい	5人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1室 15,400円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1室 5,060円

ふき	7人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1室 20,900円
うど		休憩	午前10時から午後4時まで	1室 6,930円
くずみずな				
こごみ	14人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1室 33,000円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1室 11,000円
ゆり	14人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1室 17,600円
つつじ		休憩	午前10時から午後4時まで	1室 5,830円
ホール	3時間以内を単位とする利用			4,400円
研修室				2,200円
ベランダ専用バーベキュー設備				1,650円
大浴場	宿泊以外で利用する場合	1回		330円

6 体験館

施設名	区分		金額
体験館	3時間以内を単位とする利用	厨房設備を利用する場合	1人 210円
		厨房設備を利用しない場合	1人 100円

7 学校の教育計画に基づく利用

施設名	区分				金額
根古屋森林公園、蓬山ログビレッジ、ウッドランド森沢、古代生活体験村及びあきやま学寮の宿泊施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育計画に基づいて利用する場合	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の幼児、児童又は生徒並びにこれらに準ずる者	1人 1,100円
				上記以外の者	1人 1,320円
		日帰り	午前10時から午後4時まで	幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の幼児、児童又は生徒並びにこれらに準ずる者	1人 370円
				上記以外の者	1人 440円

別表第2（第10条、第12条関係）

行為	単位	使用料
第5条第1項第1号に掲げる行為		売上げ額の10%以下において、市長が別に定める額

第5条第1項第2号に掲げる行為	表示面積1㎡当たり1日	1,650円
業として行う写真の撮影	1日	550円
業として行う映画の撮影	1日	5,500円
第5条第1項第4号に掲げる行為	1日	5,500円

備考 使用料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。